

RA'-0115

0071

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0115

8872

0132-1

一、爆濱戰犯裁判

- 1 日本人毒殺士官に対する報酬の支方法
- 2 内山（元中將以下七名）合同裁判
- 3 第八軍々級部代表の東北各縣涉外事務會議出席
- 4 第一騎兵旅團長「チエース」少將を訪問

二、經濟

- 1 爆濱における外國貿易團の經通準備
- 2 元軍用その他の物資（進駐軍において沒收したもの）の報告

及び返還申請

- 3 爆濱自由港委員會
- 4 爆濱土地建物収對黨委員會
- 5 進駐軍族住宅の維持管理

三、設營

- 1 進駐軍勞務者の身檢室
- 2 進駐軍使用人關係多種の専任課の新設
- 3 藝能供給

四、勞務及び物資調達

- 1 P X 物物の保管補償
- 2 P D J P N Z の資材

五、報化

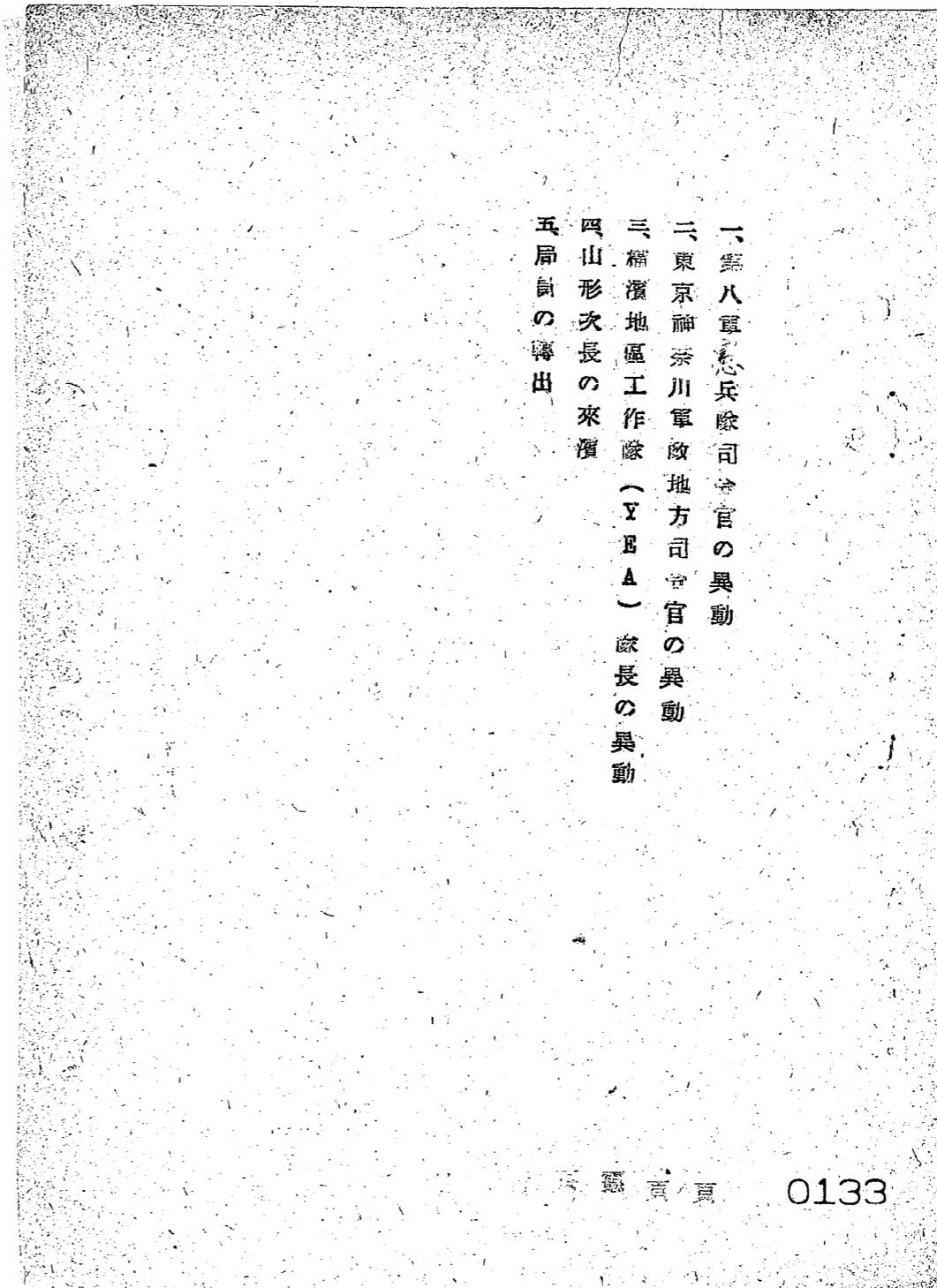
- 1 外務省修所員の爆濱見舞
- 2 「オクタグラム」
- 3 爆濱の艦船祭
- 4 長良川の見吻
- 5 米國映畫攝賞會の開催

六、雜

頁頁頁頁頁頁

頁頁頁頁頁頁

頁頁頁頁頁頁



RA'-0115

0073

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0134-1

第一回 政
一

一、樺瀬戰犯裁判

1) 日本人辯護士連對する報酬については、既報（V.L.O執務報告第二號参照）の如き今年一月一日より海陸軍理賃より支拂つてゐるが、

最近その支拂方法、將來の發出に關して問題が生じた。

當局は一方錦八軍海陸軍理賃部及東京神奈川駐屯部房庫課と他方中央

總務と折衝して來たが七月十六日石錦八軍海陸軍米辯護團長「フイ

リップス」少佐より官參理官係官及び東京第一、第二並びに福澤各

辯護士會の代理者監對し、下條左の提示をなした。

イ) 日本人辯護士連對する報酬の支拂はすべて米辯護團において行ふ

(ロ) 日本人辯護士は始め錦八軍海陸軍に出頭した日（遠距離の際はス

居居住地出發の日）より總登期間、公判開庭期間を通じて當該「ケ

ハ) 石實際に仕事をして日數は過し報酬をうける。終日を言む。

○團を希望してゐる。日米共に内部の折衝を必要とするであらう。

ホ) 實施の通則についても同様である。

(1) 内山若太郎元陸軍中將、太田原元法務少将以下六名の合同裁判は七

月十八日檢舉の起訴状朗讀もつて開始された。

昭和二十年三月十七日B二九旅による神戸空襲の際に我方被擊墜され捕虜となつた米軍の搭乗員「ボルジン」少尉及び「オグチス」軍曹の名を當時錦八軍海陸軍理官たり。内山被告、同法務部長小田原被告とも訴長、武威告等が七月十八日無差別爆撃の理由に概

り、軍法會議で死刑を宣告し、即日強制した。事件である。

日本辯護士は竹澤氏以下五名で、内外の傍聴者も多數に上つた。

0134-2

No. 361 (2)

韓國士官院より起訴理由及び罪状項目の具体化及び明確化につき
緊急動議が提出され。

第二回（七月二十一日）檢察側より、在動議に聽するためには時日を要するとの理由を以て休庭を要求。

七月二十八日より再開。檢察より罪状明細書を提出。次いで各容疑者無罪を主張し、米露護國「ミラ」博士は、本件容疑者の行為は國際法に違反せず、從つて本裁判終附すべからざるの動議を提出したが知下され、原告の證人訊問をもつて裁判は進行中である。

二、第八軍軍政部代表の東北各縣涉外事務會議出席

七月四五日福島縣飯塚温泉において開催せられた。該北陸方面主催涉外事務會議に第八軍軍政部よりの係官派遣方大江義長ふれ依頼にあつたが、軍政部では獨立祭休日であつたにも拘らず、清濱源宣「カムミル」少佐、設營課達部總務「ヨーレン」氏の二名を派遣することを要り。當事海局より河崎次長が同道し、自動車で福島縣へ赴張した。

3

同會議に於けるより第九軍團將校數名、福島縣軍政「チヒム」代表の出席あり、米側でも第八軍代表との間に事務上の親睦の目的を達し得て有意味であった趣である。

三、第一騎兵師團長「チエース」訪問

七月二十三日歸本局長は朝霞の第一騎兵師團司令部に出張、「チエース」師團長を往訪表敬し、何等問題ある際は陽光を惜まざる言を述べ、種々歎談をした。遂つて朝霞の兵舎及び、住宅の施設等並びに成増の住宅の建設情況を視察した。

RA'-0115

0075

第二 機 濟

一、横濱に於ける外國貿易館の建設準備

横濱においては、近く來朝する外國貿易代表團に對し、商品の紹介、取引の斡旋を行ひ、且、宿泊、休養、觀光等の諸施設を提供し、併せて神奈川縣内事情の宣傳啓発を行ふ目的を以て、今般内山知事より局長、横濱市長及び横濱商工會議所會頭を副、局長、關係各官民を常任員として組織する。『貿易代表團横濱機運本部』を設置し、七月十日發會式を行つた。

同多幸海局からも、局長及係官が顧問として參列することとなつた。日本部の本年度予算は、神奈川縣及横濱市より夫々二百二十割を補助し、實業關係側から百萬圓を負擔し、合計五百萬圓を以て事業を運営することに決定し、本部の事務所を横濱貿易館（横工獎勵館一階）内に設けることとなつた。

宿泊施設としては、横子區誠子町の偕樂園の木造平五棟を改造し、十人分の「ホテル」とすることになり、既に着工し、近く完成の予定である。

前記横濱貿易館には生糸其の他の出品の陳列所、陳懐室、奉禮室等を設置する計畫である。

横濱は、對外貿易の一大中心地なるものと見られ、東京に近接するため、とかく第二次的に考へられ難ちて、國營「ホテル」設置場所（東京、大阪、京都、名古屋）から除外されて居たが、最近G、H、Qから、貿易廳に對し、外國の金證保險海運關係者、業者、公使、領事等が、貿易解除を以て國營「ホテル」を更に増加すべき旨旨告あり、現行の五十名程の國營「ホテル」を設置する氣となり、現在適當候補の建物を物色中であるが、横濱港前の「新興クラブ」（東京急行使用中）が有力である。

尙陳列所及び事務室中の建物としては、前記横濱貿易館の外、海岸通所在の元横濱貿易協會所有の建物の譲收解除を申請中であるが、第八區司令部においても海岸通に所在する他の一建物（三階六室）の譲收解除方針について、好意的考慮を注ひつゝある模様であるが、當率局においても右解除の早期實現方種々斡旋してゐる。

0135

RA'-0115

8876

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

二 貨物を起り立たせ、一連の事実おいて没收と審査のものとの報告及び
返還申請

七月二十日、通商大臣室部貿易課長官部見習を以て同直轄部經濟部長「ワツツ
」下並から「通商審査課封丸」

(1) 海關稅未納で取引「インバウンド」された物質にして、現在尚未返
還のまゝ現存するものあらば該處の上邊から返還手續を執ることが
要まし、こと

(2) 以つて該處各課室に存する石物件を第八監視部に報告すべきこと
石物件の返還を當該地方直轄部に申請すべきこと。

を通告し、同本件は第八監視下各現地部隊とも通達済みの旨、同大臣
から證明があつた。

改つて當事海關から石物件の、越前中央、金澤、各地方各港及び
賞車船(下六縣)、(諫早川、勝馬、埼玉、山陽、長崎、新潟)並びに
東京都へ傳達しておいた。

全國各海關よりの石物件に関する報告書を取扱ひ、當事海關から第八
監視部に提出することとなつてゐる。

三、福澤自由港開港委員會

最近福澤開工吉敷所、福澤工業俱樂部、福澤商賈俱樂部、福澤貿易
會社の代表、並以て通商しの係各官員(知事、商務、官吏、副將、稅
關長等)を主導とする、自由港開港委員會が設立せられた。
その目的は福澤港の更興は既成のまゝ、腹壁すれば仰々進歩せざること
とを憂慮し、同港の優先使用の一環として、同港を自由港とし取扱は同港
港底自由地盤を設定することとの利害得失を斟酌し、具体的な一案をまと
め、これを以て政府關方面で働きかけんとするのである。
當事海關としても、石炭貿易の會合には常に参加し、過密なる援助
幹事を行ふつもりで居る。

0077

0137

一、福澤土地建物収容對策委員會

第三回 設立會

福澤貿易協會、福澤而後與會、福澤工業俱樂部及福澤船工會談所の四團体は、福澤復興の對策を審議するため、土地建物収容對策委員會を設けることとなり、委員會に間代は福澤川縣知事、福澤市長、總監、終橋濱軍政局長、關東海巡局長、福澤稅關長その他福澤在留主要外人をも加へ、委員、幹事約二十名を推薦し、七月初期以来数回の委員會を開催した。

福澤終橋においては、歸本局長が演説を施されたが不敵見設營課長、山口陸務官も出席し、局長は七月二日開催の第一回委員會において終橋の復興案、對し終橋總主事が進駐軍の關係にて從來極力し察づいた經緯を説明し、將來ともその特殊の關係おいて米第八軍團の諒解を求め、目的達成のため援助を與ふる旨を述べて委員會に於て申合せられ、太義見護はより接收土地の對する補償の問題を並びに、實際の措置を説明した。

委員會において商討せられたのは、次第次の話題であるが近くこれ

を取纏め、中央當局に對し上申請願すべきことを申合せた。

(1) 福澤町は米第八軍の進駐に因り國內他の都市と比較して、多大の犠牲を蒙せられ、その復興は遅々として進歩せざる實情であるから、政府において特別の考慮を援助を與へられた。

(2) 接收地建物の賣買税、地代、實統制令に據ることとなつてゐるが、その評價が過少であり、物價騰貴の伴材をから、これが是正を望む。

(3) 接收中又は解除後の保管乃至、難に對する豫防措置。

(4) 接收解除後一定の期間は、引換借料を支給せられた。

(5) 廉価土地建物賣買契約書が長遠的であつて、被接收者の立場を無視すること甚しきものにつては、改正を望む。

三、進駐軍、廉住宅の維持管理

神奈川港を含む當事府管下各縣在る進駐軍、廉住宅の維持管理試験、聯合軍司令部より日本政府に對する一般的指令書等處にて實施されてゐるが、神奈川縣下に於ては、本年三月より、左の區分によ

り第八軍司令部庶務部

HEADQUARTERS COMMANDANT

）と福澤地區工作

0078

0138

今までにて分担することとなつた。

即ち前者は除雪、塵芥及び灰の運搬除去、常の芝生及び庭の手入れ、淨化槽の掃除、下水「マンホール」、その他の手入れ維持、駐車場に対する警備手段等を主管する。

後者即ち（YOKOHAMA AREA ENGINEER）は、道路上下水の維持、害蟲の駆除、荷物の梱包、窓、「スクリーン」、雨戸等の修理、集合棧房及び戸舎、暖房「ポンプ、スチーリング」の修理、消防器材の検査並びに各種設備品の維持等を主管とする。

石塚基吉米重側より我方に對し

YOKOHAMA AREA ENGINEER REPAIR

AND UTILITIES ORGANIZATION 12
當年當局及び神奈川縣廳維持管理事務所
當課より夫々最終頭を派遣すること、並びに左記の諸地區に當局並
所管事務の維持すべきことを指令された。

即ち A 地區は、横濱公園「ニューグランドホテル」、「インベリアルハウス」、「ヘルムハウス」等の「アパートメント」の地盤及び西北方側の収容住宅。

B 地區は、本牧一帶及び磯子方面。

C 地區は、山手根岸一帶。

D 地區は、座間、川崎邊及び厚木。

E 地區は、藤澤、茅ヶ崎。

F 地區は、鎌倉

よつて、神奈川縣廳内の機構としては、涉外課局、涉外課が族
住宅等の維持管理に關する事務を掌管し、他に山手、本牧、座間、鎌倉
並びに、葉山、長井等夫々當局事務所を設置してある。

現在において維持管理業務の大部分は電氣設備等の修理であるが、管
工事關係の修理、庭園の手入等も亦多量に上つてゐる。

住宅の維持管理は業務が複雑多岐に亘り而も単純の手配を要求せら
れるため、これが滿足を遂行は容易ならざるものがある。

第四 勞務及び物資調達

13 進駐軍労務者の身体検査

前報以来、神奈川縣地區における身体検査は、着々と進捗して居る。横須賀海軍地區における検査も六月二十日頃から着手された。六月中旬の終連局長會議においても問題となつた婦人雇傭員の身体検査については、縣廳側において検査を掌するやうになつてから手心を加へて居る。

検査済官の縣衛生部豫防課において一番困難を感じて居ることは、豫算の配布が遅延してゐることである。

14 二 進駐軍使用人關係事務の専任課の新設

神奈川縣における進駐軍使用人關係事務は、從來労働部職業課、除外局經理科、歩外課その他分散處理されて居たが、各種の不便多く且つ又章頭部側からの要求もあり、近く進駐軍使用人關係事務を一括、専任部署する一課又は一組を歩外局内に設けることとなつた

三 藝能供給

現在迄記受埋したP.D.は二十三通以上つて居る。現在迄記受埋したP.D.は當初中央終連で取つて居たが、五月月中旬以降第八軍團部より神奈川地區における藝能供給に關するP.D.を、當事務局に交附する様になつた。

現在迄記受埋したP.D.は二十三通以上つて居る。現在迄記受埋したP.D.は當初中央終連で取つて居たが、五月月中旬以降第八軍團部より神奈川地區における藝能供給に關するP.D.を、當事務局に交附する様になつた。

四 P.X貨物の損害補償

横濱港積卸のP.X貨物の損害補償に關し、第八軍經濟部經由事務の要求に依り、七月一日以降の分については、損害發生の都度、荷役請負業者から補償金を取り立て當局において保管し、月別、一括等の方法に依り、當局から軍政部經由P.Xに支拂ふこととした。

五 P.D.J.P.N.Xの資材

從來この種資材の配給申請は、神奈川縣から直接商工省その他へ連絡して居たが、先頃商工省特別資材部の一係官並、本省に關し連絡

0139

RA'-0115

外交史料館

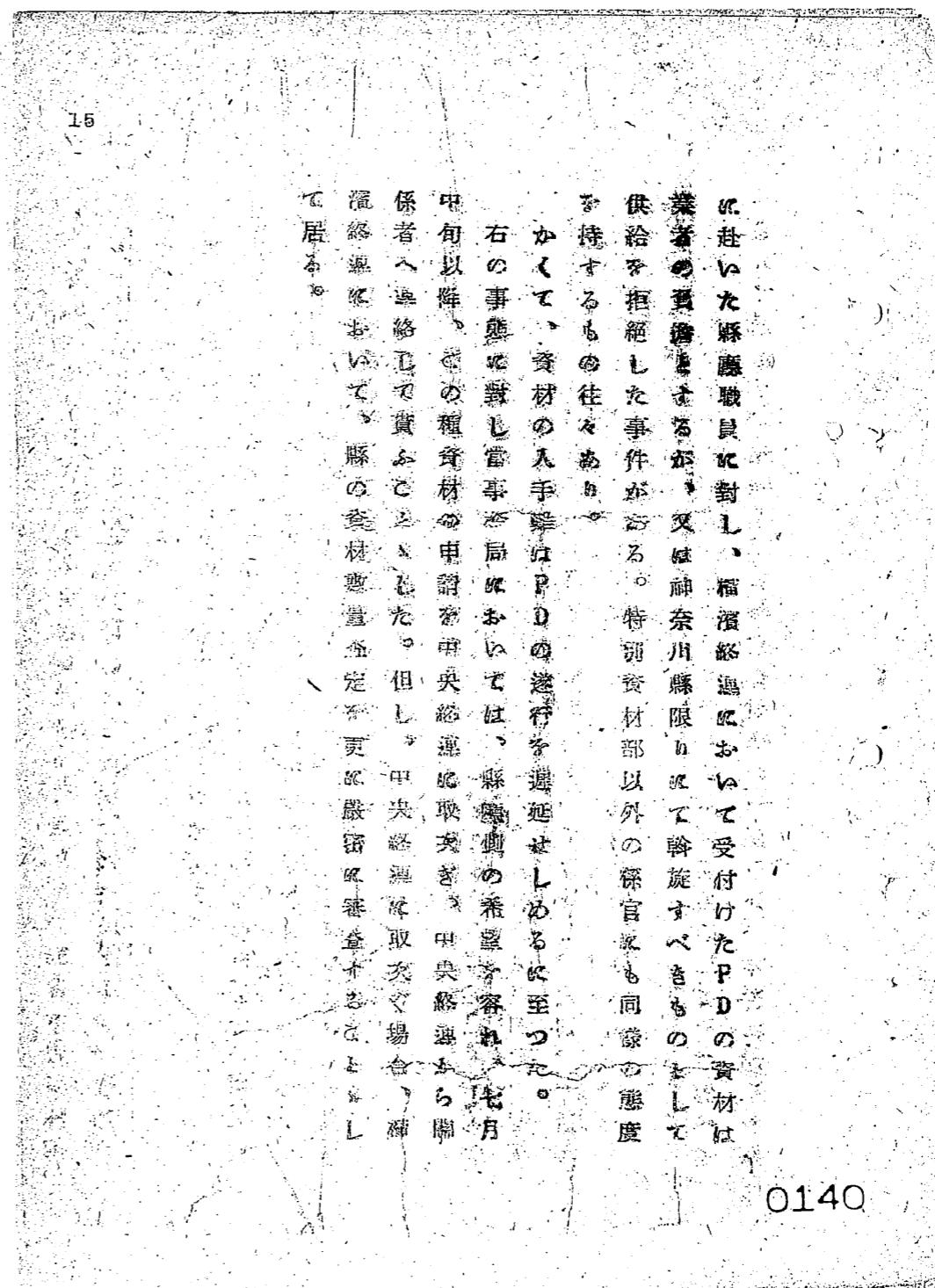
Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RA'-0115

0081



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0141

第五 文化

一、外務省研修員の横濱見學

七月二十一日外務省研修所員八名來濱、當事務局各擔當官より事終を説明し、終つて事務局員の案内で横濱戰犯裁判の公判情況を見學。午後は更に研修所員約十名を合流し、横濱生糸検査所を約一時間見學。次いで本牧地區の進駐軍の家族住宅を見學し、局長官邸で「ビア・アーベント」を開いた。

二、「オクタグラム」

第八軍日刊新聞「オクタグラム」紙對しては、七月申も千葉、地
震、土申午、福浦婦人聯盟、横濱銀行界の現狀等に付を當事務局に
於て原稿を執筆しが掲載を見てゐる。

尙本年五月以降「オクタグラム」紙は當事務局より資料原稿の提
供により數十回程互り連載された。編集名所史頃案内 "Know Yokohama"
は好評と有益性に鑑み、第八軍情報教育部に於て之を一括し、米軍
に對する「ガイド・ブック」として、出版する事に決定。目下米軍
國へ刷紙の入手、印刷の手配方に關し照會中の趣、當事務局へ報

があつた。

三、下田港の黒船祭

七月六日下田港に於て、終戦後初めての黒船祭が開催された。

第八軍よりも軍政部が「ビーザレー」大佐、經濟部長「ワツツ」
大佐同貿易課長「ベンズワース」氏、東京神奈川軍政部長「マルバ
ーク」大佐以下多數の出席者があつた。

當事務局でも、第八軍よりの希望もあり、鈴木局長以下七名出掛
けで日米交渉に努力した。

四、長良川の鵜飼見物

當事務局の幹旋で宮内省より七月下旬第八軍幹部約二十名を長良川
の鵜飼に招待し、鈴木局長も同道することに手配が出來てゐたが天
候が悪く取止めとなつた。

五、米國映畫鑑賞會の開催

横濱の映畫館「オデオン座」では、先般「アメリカ交響樂」親切の
特別招待會は、當事務局の幹旋で、米軍幹部將校在留米英人等百五
十名を招待、映畫鑑賞の夕を催したが、

七月二十一日米國映畫「ランダム・ハーヴェスト」封切の際にも、當事務局の斡旋によじて、兵司管部では同劇場を「オニ、リミット」無指定し、日本人興業交換會を開催した。

0142

第六 雜 報

- 一 第八軍 兵隊司令官 Col. C.V. Cadwell は今般歸國し、その後任には横濱地區 兵隊長 Col. J.F. Roen が補せられた。
二 東京神奈川軍政地方司令官 Col. R. Helberg は近く歸國することなり金その後任には四國軍監部司令官 Porter 大佐が選定されてゐる。
三 横濱地區工作隊 Col. A. T. Duxbury Col. C.V. Farrell は近く歸國の筈で、後任者は米本國より着任の因である。
四 七月七日中央経運山形次長は奉公急務のため來渡され、第八軍司令部幹部を往訪、次いで當事務局訓辭された。
五 水田連絡官は七月二十二日南支にて、施工省特許標準局涉外課長に轉任。

RA'-0115

0083

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

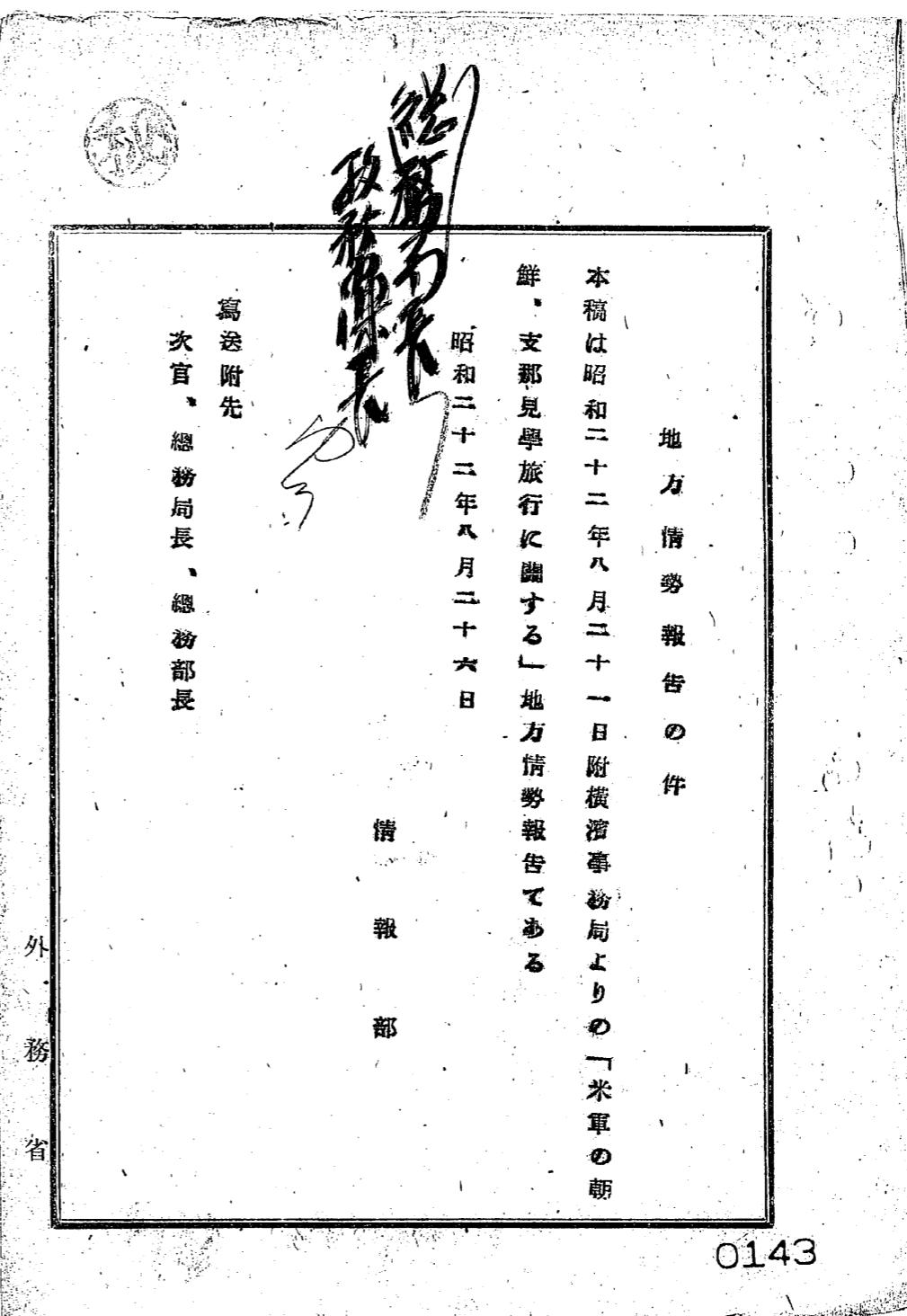
Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0143

地方情勢報告の件
寫送附先
次官、總務局長、總務部長
昭和二十二年八月二十六日

情報部



0144

演連機密第九四三號
昭和二十二年八月二十一日
終戰連絡中央事務局
局長 鈴木九萬
終戰連絡横濱事務局
局長 鈴木九萬

終戰連絡中央事務局
總裁 芦田均殿

米軍の朝鮮・支那見學旅行に關する件

本月上旬日本及び朝鮮駐屯の米軍中、成績優秀なる下士官を優先的に参加せしめ、これに將校及び陸軍省關係者若干名を加へ、合計千二百名中よりなる極東周遊見學團が組織せられビキナル・ラツク號か駆出、上海の各港を巡航せるか、有見學旅行參加者の歸來談を総合するに左の通

外務省

RA'-0115

8884

0145

一、朝鮮各地には壯士・無頼の徒横行し、物情騒然とし、野球試合一つにても最後には必ず腕力沙汰のトラブルの起るを常とす。而も鮮人警察隊は無力にて米軍よりは此種暴行鎮壓の爲奔命に疲れ居れり。

京城には北鮮よりの避難者殺到し、市内外にバラック小屋多數乱立し、不潔極りなし。

米軍宿舎にては盜難事件頻発し、米軍人は短時間の外出にもその都度所持品を總て、トランクに收めて嚴重に鍵をかくるに非されは油斷もならざる有様なり。

二、かかる事態は大部分北鮮より潜入せる地下工作者の策動に起因するものと認められ米人は今更ながら朝鮮の南北分割を悔ひ居れり

0146

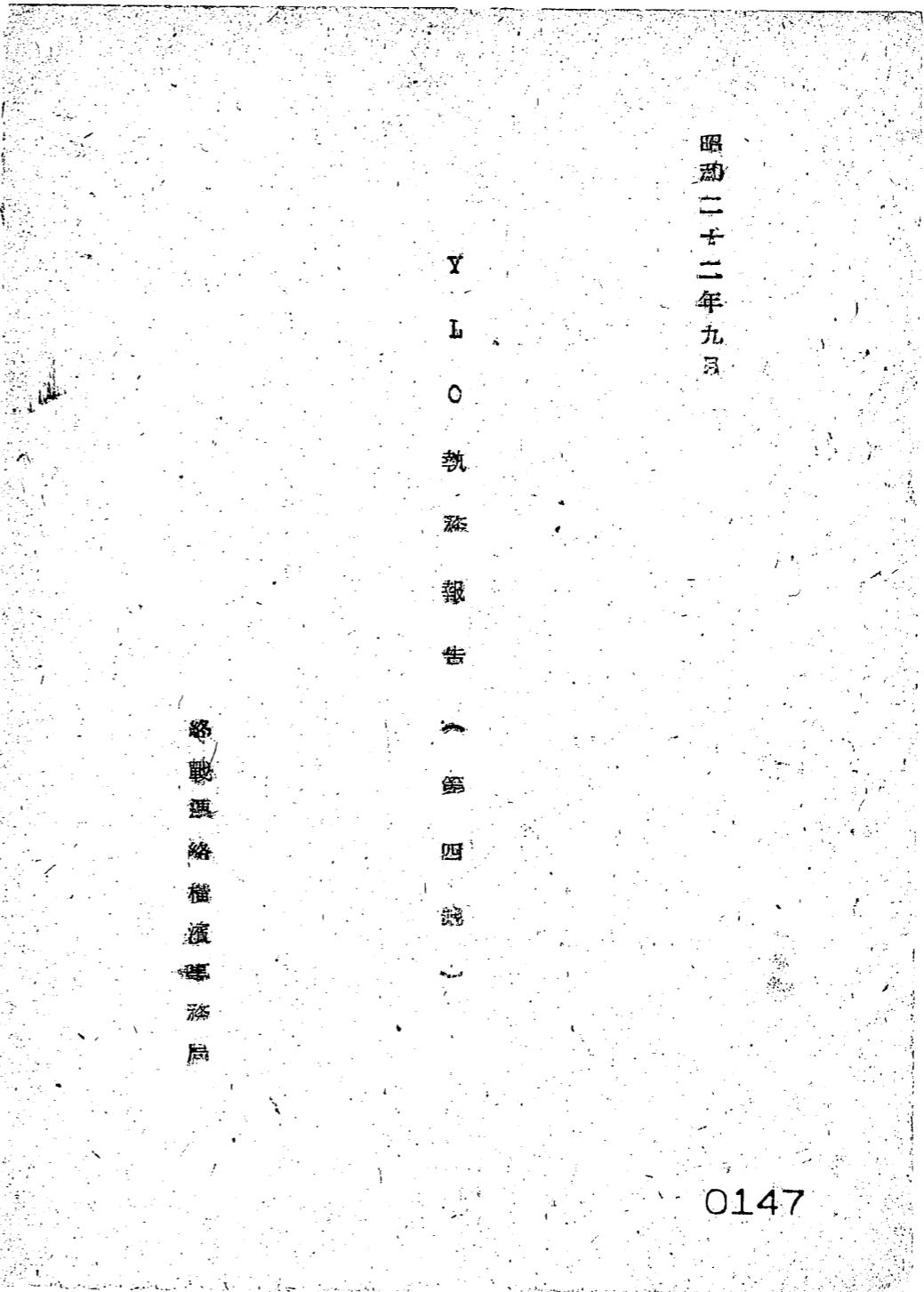
一、出したるには軍當局も狼狽し居れり。

その他支那人に殴打され命からがら歸船せる者、支那人により強奪丸裸にされたる者は枚挙に遑なき有様にて支那の無政府、混亂状態にはほどほと稱れ返りたり。

四、要之極東には日本以外祿な國はなく今次旅行參加者は何れも日本は敗戦國にも拘らず第一流の卓越せる國家なりとの認識を深めたり

RA'-0115

0086



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0148-1

第一政務次
目次

一、横濱戰犯裁判

二、(1)日本人辯護士の給與
(2)被告の證人宿舎

三、(3)内山百合子裁判の判決
(4)裁判進捗状況

四、内山百合子裁判の判決
(4)裁判進捗状況

五、戦犯服役者の假出獄
六、第二回獨逸人送還問題

七、海上保安隊の創設
八、東京灣内游泳禁止問題

九、横濱における外國貿易圈接遇状況
十、米國における日本盆栽輸入計画

第二經濟

第三設営

第四勞產

第五雜報

一、横濱港湾作業實施委員會の組織

二、家族住宅の修理

三、退職手当の支給問題

四、縣涉外勞務課の難足

五、横濱涉外藝術事業協會の設立

六、千葉萬能局廢止の善後措置

七、第八軍司令官往訪者

RA'-0115

0087

0149-1

横濱戰犯裁判

ノイ 政務

(1) 日本人辯護士の給與について。既報の通り七月二十日未支給の「ル」を作成し、該廳より一括金を受取る。各辯護士に未支給を開始した。日當一五〇圓を五〇〇圓に増額する問題は未解決である。八重々政部を通じSCAPに稟由中であるため、八月十六日當事者に對しSCAPに於ては傳給一日五〇〇圓は實質は妥當である旨指令があつたと通報し越んだ。よつて當事者に中央に對し右等額終賃として三五〇圓を合めて五〇〇圓とすることは差支へない旨及して、本件五〇〇圓案を支給することに決定した。

(2) 被告の證人に對しては、七月七日に被及して日當一五〇圓より四〇圓に、宿泊料五〇圓より二〇〇圓に夫々増額方決定したため、當事者らの輪旋で宿舎へ磯子旅館一側でも宿泊料を五〇圓より一五〇圓に計上げること、赤字の穴埋めも、一應見送りがついた。他方食糧燃料等の配給も當事者より縣廳に交渉してこれが現物化も改善された。

(3) 内山英太郎元陸軍中將以下の所謂B級戰犯合同裁判は、前報告の通り七月十八日より開始されたが、引續き検毒官及辯護團體證人の訊問あつた後、被告に対する訊問は内山被告のみに限定せられ度き旨の辯護團體の提議容れられ、被告内山に對し詳細なる訊問が行はれた。

證人及内山に對する訊問中問題となる主なる點は、日本重律會議と重法會議との差別、B級の無差別爆撃の有無、被害地の状況斬首の事實及び死体を火葬にしたる理由等であつた。

八月二十六日、「ス」檢事は約三時間に亘り激越なる論告を行つたが、要するに被告内山、國武及太田原は尋め死刑の腹案をもつて裁判を進行せしめ、短時間に處理し、裁判は只形式的に行はれたるに過ぎず云々と論難したるに對し、辯護團長「マリップス」少佐はB級の無差別爆撃の事實を明かにしたる後、日本重律裁判の合法性を強調して被告内山以下の無罪を主張した。

八月二十八日（公判第十九回目）判士長「デーヴィス」大佐は、

0088

左の如き判決を言渡した。此の日傍聴者内外人約七十名あり。緊張
裡にB級戰犯初の裁判を終了した。

第五方面宣司会官

中將 関山 英太郎

重労働三十年

中將 國武 三千雄

重労働三年

同 參謀長

法務少將

太田原 清美

重労働三年

法務大尉

重労働三年

萩谷 賴雄

重労働三年

中道 貢治

重労働十年

山中 德夫

重労働二十五年

同 少佐
小野 武一
法務大尉

重労働三十年

以上

No.362

3

No.362

0089

0149-2

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

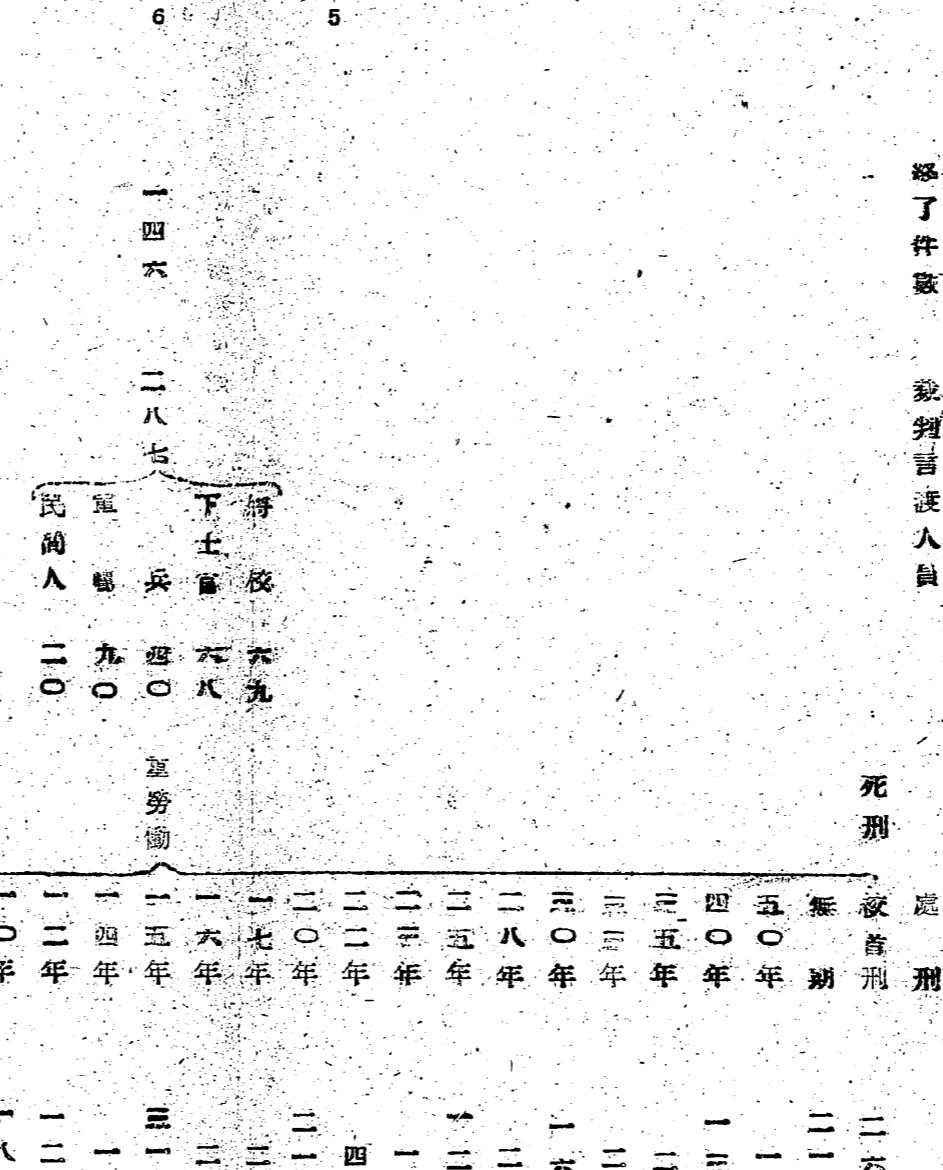
RA'-0115

(4) 昭和二十年十二月以降昭和二十二年七月未日迄の横濱裁判所裁判
状況

終了件数 被告言渡人員

死刑

處刑
被首



0149-3

RA'-0115

0090

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0149-4

三 戦犯服役者の假出獄

昨年二月戦犯として重労働三十年の刑を受け、目下巢湖刑務所で服役中の金山延夫につき、父親 [] (一七三才) が危篤に陥つたので親一同の裏印状をもつて、延夫に未期の水をとらせる爲、假出獄の方嘆願があつた。此の種の問題は未決者についてはG.I.D.法務部で服役者については総理法務部で取扱ふこととなつてゐる爲、本件は中央より當事者局へ移牒された。八月十一日附當事者局の申請に基き法務部 (U.S. Office of Personnel Branch) より総理法務兵司令官に通絡され、其の決裁を得て本人は間もなく審視監督官二名の護送の下に郷里山口縣下の父親を見舞ひ得た。

0092

三、第二回 満洲人送還問題

RA' -0115

第二回獨逸（及埠國）一人送返計画に付ては、去る六月十八日實施。主任官である第八轍 G ワン所のブランチャード中佐より、期日は大体七月末、出帆地は横濱、集結個所は市内長濱検疫所となるべき旨の内示を受け、同時に検疫所の様分をも行ひ、爾來計画の進捗に伴ひ鐵道當局等をも加へ、屢々同中佐命令を行つたが、總司令部からの正式指令は意外に遅延し、七月三十一日漸く發出せられた。

同指令に依れば今回の返還は、云る二月の籠一回送還と異り、送還者を舊外交官、舊制送還者（オブゼクショナルス）及び歸國希望者（ノンオブゼクショナルス）とし、その總數四八二名に對し、輸送・検疫及び收容、財產管埋人の住所及び梱包斡旋等を指令し、且實施上の詳細に付ては、萬國協商から第八轍に終方を命じて居り、他方實施期日に付ては、八月十日乃至十五日とする旨、同中佐から口頭指示があつた。

我方としては石指令接受と共に、初めて地方間に正規通牒を發し得た譯であるが、實際には地方部隊に對する八軍の實施命令が我方通牒は先立つて遞達せられた爲現地で多少喰違ひを生じた例もある、主爻その爰ニ至り米監護でも輸送其他の原案に改變を施し、

0150

更に又送出期日も迫つた八月六日に至つて、新に約三五〇名の希望歸國者の追加を行なひました。關係上、地方の現地では相當の混亂と不都合を生じた様子である。然し前回の經驗もあり、計畫は大体において順調に實施せられ、送還船「ゼネラルプラット」は八百十餘名の送還者を乗せて八月廿日當地を出帆した。當地における米軍側実施艦隊としては、一般事務ヘインスベックチングサイムーは騎兵第1旅團、荷物検分は第一三八高射砲部隊が分掌した。關係上、當事務局としては第八軍司令部及び日本側諸機關との連絡に加へ、之等諸部隊との連絡は連日繁忙を極めた。尙引揚援護院においては本計畫の實施の爲、特に獨逸人送還業務對策委員會を設置し、當事務局では看出事務官をその參與に任命した。

四 海上保安隊の創設

關東海運局においては、今般米側の了解を得て、第二復員局より舊日本海軍驅潛艇二十八隻を譲受け、海上保安の任務に當ることとなつた。八月二十八日横須賀において當方面の分七隻の引渡式が舉行された。同式にはG.H.Q代表ミルス大佐、横須賀海軍基地ヒギンズ軍政官、横濱セカンドメジヤー博士係官等多數出席、當事務局より河崎次長出席し、米側出席者と大いに交歓するところがあつた。

五 東京灣内遊泳禁止問題

八月二十五日付東京各新聞に籍八軍の命令による東京灣内の遊泳を衛生的見地より禁止する旨の報道あつたるに付、第八軍軍政部にて裏情取調の結果右はセカンドメードヤーボート係官が京濱港廳東京警察所に對し傳達せる横濱港内に於ける邦人裸体遊泳禁止の命令が誤報せられたる真判明、軍政部より當事務局に對し、關係各紙に取消文掲載の要求あつ、仍て當事務局より早速都下各新聞社に連絡の結果正誤文の掲載を見た。

RA'-0115

0094

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0151

第二回

三

横濱に在する外國貿易團接遇事況、横濱に縣、市、商工會議所、その他關係實民をもつて組織した「貿易代表團横濱接遇本部」が設置された次第は、前段に略記したが、その今日までの活動狀況は次の通りである。

横濱貿易館（臨工獎勵館）階一は八月三十五日開館。披露式を終行し、外國貿易商の來詣を以待して居り、又その分館として布勞樂園の陳列所を神奈川區澤波の工省鐵道工業試驗所内に設置し、八月十五日以來開館している。

一方宿泊施設としては、王子區の横樂園に十人分の宿泊設備あるよび、五十人分の食堂設備が一成り、近く披露會を樂園にて開催する連絡となつてゐる。

九月一日附貿易廳よりの通牒に依り契約ホテルとして指定された

第八貿易司合部は八月十日接收解除せらる。由下同モルの半分を

布卓品の陳列所に改修すべく準備中である。一他の半分は樂園の西

一應整備工事中、東京、宿裏滞留中の外商を當地へ誘致するため更先一段の工夫を要するところである。毎周一周乃至二回、宿を決めて外商を招待し、飲食を親切にしめ、樂園にて簡単な茶會を催す。當地貿易業者との商談、取交の機會を與へるべく、由下接遇

本部にて計画中である。

米國に赴する日本海軍の輸入計畫

米國に赴いて候、最近關係業者間に日本當該の輸入參考圖中の模様で、本年七月下旬鎌田重久、多部經濟部より當事務局に對し右に記載する日本側の構製提供方を悉く聽取れた。既て當事務局では直に主

要關係業者に連絡の上、職前の大出處況、十五年以上のもの、年間

RA'-0115

0095

0152

輸出可能量並および、單價並びに手固検定、梱包、積出等に關する各種情報を八月七日前記第八軍經濟部、通事、同統消部では、
尙更に當裁手入心得、入手の希望もあつたので、これ亦業者と無縫
の上、當初の保存場所、施肥、植香等に關する簡単な一般的心得を作成。同經濟部へ提出、同部においては、これ亦直ちに本國代表者
へ空送した。

尚今回の計画では米供應者は十五年以上のもの年間約五千本を輸
入せんとして居る模様で、これは勿論本邦業者としても輸出可能で
ある。又米國農務省の當裁輸入禁止は之が撤廃の可能性も一絲考慮
されてゐるやうである。

第三 説 営

第三章 作業實地委員會の組織

横濱港域内における港湾作業は、從來數種の作業要求書又はスキラ
ンダムに據り實施せられて來たが、今般一連の作業要求書に統合せ
られることがなつた。右に附する作業は、水先案内、碇泊鞆留、曳
船、港酒荷役、巣水の補給等廣範圍に亘る一切の港湾作業を含むも
ので、米綱八重々政府部、ならびに港務當局においても、日本政府關
係當局において會綜合的實施機關を設置して作業の圓滑なる實施を
期せられ度い旨要望もあつたので、我方としては關係當局と協議の
結果、經濟經濟、關東海運局及び神奈川縣國（涉外課並に涉外勞務
課）より成る綜合實施委員會を組織し、更に右より選終委員を米綱
八重々政府部、ノーデヤー水、司命部に常時派遣して事務の處理
に當る事とした。

此の委員會は未だ就職の期間を経てゐるまじめ、埠頭に在る事
務を科與せられ、該當の要求、並に指揮に屬し、迅速に實務を
担当することとなる。

0096

RA'-0115

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0153

尙右の機會に鎌本島長は八月二十一日 Port Commissioner of Second Major Portである ERIC GENEALY, General Agent of McConnell を往訪 委勘事務を打合はせ懇談した。

三、家族住宅の修理

横濱地區進駐軍家族住宅維修監理に關し。毎日多數の修理要求が横濱埠區工作隊等七營總隊に轉送するが、これ等の中には原建築業者の拙劣なる技術、又は建築の缺陥に依るものか多くなる事に鑑み神奈川縣鹿設營第一課へ特別建設隊へより技官一名を該事務所に八月十五日より派遣の上、右萬悟の判定に拂はれむる事とした。

第四節

一、神奈川縣歩外勞務課の發展

前鶴所報の歩外勞務課は八月二十一日から辦足人を。同課は進駐軍勞務者の勞務管理並福利厚生の義務を一元的に執掌し、從來責任の所在が明確でなかつた爲に起つた困惑を除去する事を目的とし、先づ手始めとして各部隊に縣廳側の任命せる勞務者管理人を置くべく準備中である。

二、横濱歩外藝能事業助會の設立

横濱市における進駐軍藝術藝能提供業者より成る首題協會は八月一日に成立されたが、業者の親睦協力、藝能の向上等を目的とし、差當員の來濱を求める。當市バンド・オーフ・娛樂部において、十二バンドの格付を了した。本協會の確成に際し、當局としては飽く迄も排他獨占的な不ざる様、又會費等も過度の負担の支拂を最低限度に縮小程度に止め、多額を徴せざるよう注意し併せて協會は當該局の諮詢、およきを受けて、
年を定めた。

0097

RA'-0115

渡しておいた。

當橋濱では八月中に十七シンドの金定を受けたが、A級二、B級三、C級八、E級四の内訳である。

退職手當の支給問題

従来雇直傭者に依つて行はれて来た後壁をP.D.に依る作業に切替られた場合當事務局としては業防止の見地から、従來の労働者をP.

D受註者に引換を使用する勧告してゐるが此の場合労働者側から退職手當の支給を要求してゐる向がある。

當局としては退職手當の趣に鑑み何等失職を生じないこの種の勞務者に對してば退職金を給しない以前をとつてゐるがこの點につき日下中央の意向を尋ねる。

17

18

五

報

六、千葉事務局廃止の善後措置

八月十五日千葉事務局が廃止され、その管轄區域なる千葉、茨城

及び栃木の三縣は、當橋濱事務局が擔當することとなつた。

三、第八軍司令官は訪考

最近一ヶ月間に給事長が同様して第八軍司令官を公式往訪したものの左の通り

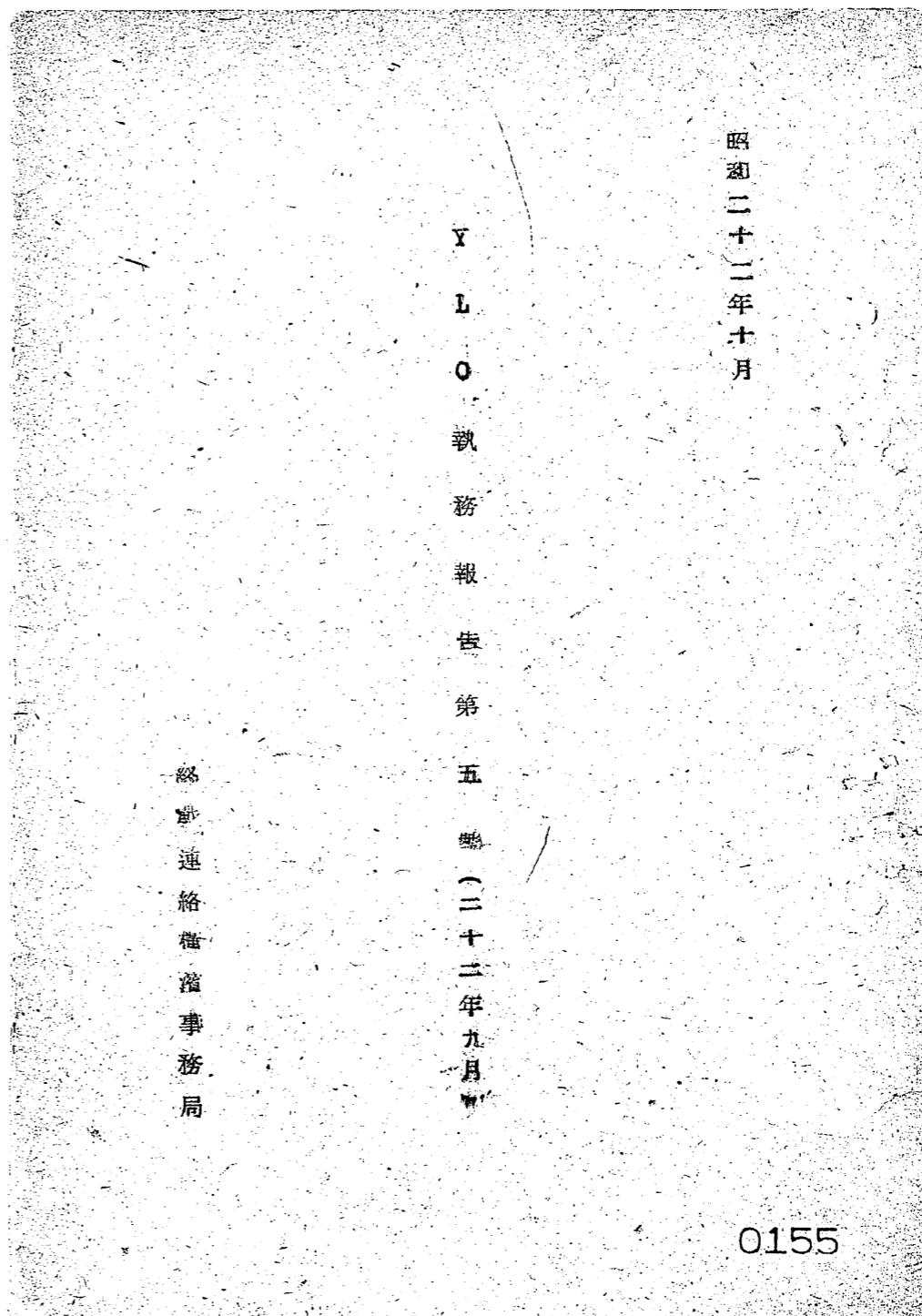
(1)七月二十八日

(2)八月二十五日
片山總理大臣、新任義塾、謀長「バイヤース」少將同席
内山神奈川縣知事、伊東關東運局長、三谷關東貿易局長
(橋濱港荷役問題)

0154

0098

RA' -0115



RA'-0115

0099

外交史料館

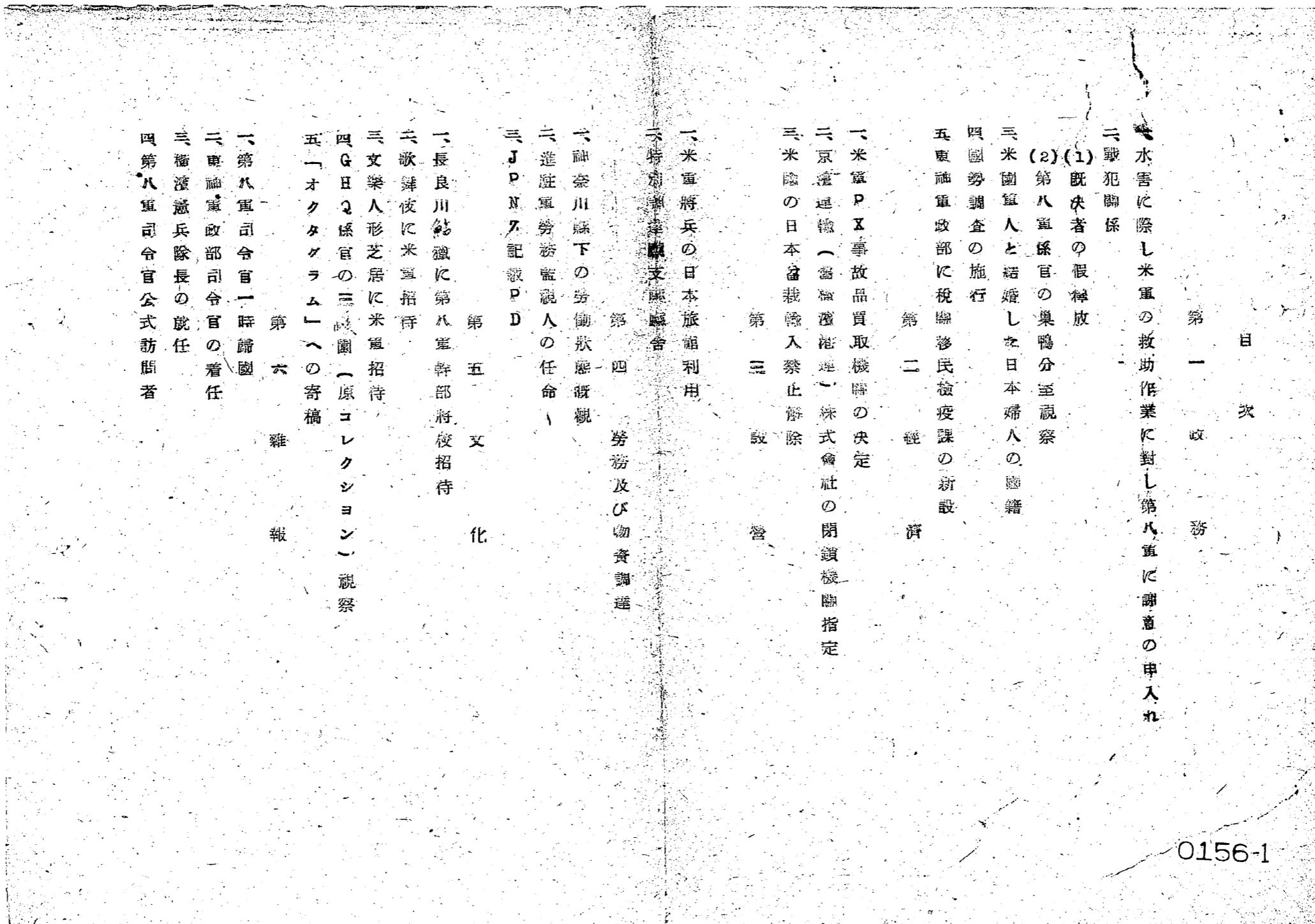
Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0156-1



RA'-0115

0100

0157

一水害に際し米軍の救助作業に従事し第八軍に頼り申入
九月中旬關東・西北地方を襲ひを台風に因る大水害に際し、米軍の救助
 及救援作業に對し鈴木局長は訓令に基き、九月十九日第八軍參謀長「バ
 イヤース」少將を往訪し（第八軍司令官代理「ライダー」少將は不在の
 爲）中央空運舊田總裁の前に依り第八軍司令官に對する榮達を由
 入れた。其の際に陸長より本件水害に依る作業の改善に付質問があり
 て、當時、被災された分を傳へると共に其後發展の分を追報して置いた。
 尚鈴木局長の希望に従じ、九月二十六日附參謀長から同局長宛書面を
 以て回覆して來を水害救助救援に當つた米軍部隊は左の通りである。

MICHTH ARMY UNITS

Tokyo Detachment, Tokyo,
Kanagawa WD District
598th Engr Base Depot

IX CORPS UNITS

1st Cav Div

HQ 1st Cav Div
8th Engr Sqdn.
1st Med Sqdn.
302d Med Cav Reg Troop
15th QM Troop
1st Signal Coop
MP Plat 1st Cav Div

HQ 1st Cav Div Arty

82d Trans Truck Co.
347th Trans Harbor Craft Co.
8001st Trans Corp Depot.

61st FA BN
82d FA BN
99th FA BN
11th A/B DIV

271st FA BN

551th Parachute Inf Regt
11th A/B Div Parachute
Maint Co.

0101

Kanto MG Region

Chiba MG Team
Gumma MG Team
Ibaraki MG Team
Nagano MG Team
Niigata MG Team
Saitama MG Team
Tochigi MG Team
Yamanashi MG Team

Tohoku MG Region

Miyagi MG Team
Iwate MG Team
Fukushima MG Team
Aomori MG Team
Akita MG Team
Yamagata MG Team

No.368

通報犯 謙係

(1) 既決者の假釋放

九月二日内山英太郎、同八日押田武哉は夫々危篤の近親者の嘆願に基き、審事務局より第八重法務部經由第八重兵隊司令官に假出獄を申請しを處兩名とも一日宛の釋放を許容された。

(2) 第八重級官の巢鴨分至視察

九月十七日第八重法務部辯護團長「フィリップス」少佐は、審事務局係官の案内で、中央終連監犯事務室巢鴨分室を視察した。右は被告辯護人（日本人）が巢鴨において被告を調査の際の便宜を供與せんとの趣旨に出たもので、「フィリップス」少佐は分至係官の説明を聽取して、電話、ストーブの設置等に手配すべき旨約した。

（電話は九月未設置）

三、米國軍人と結婚した日本婦人の國籍

米國法 *Military Law* に基き、當地米國總領事館へは日本國際婚姻の届出が締切りの八月二十二日前後到したが、その後右日本婦人の取扱い、特に外國人登録令の實施、食糧配給等に關連して問題があつた。審事務局では神奈川縣廳の依頼に基き、米國總領事館、第八軍事裁判所に照會し、中央終連、横濱地方裁判所とも連絡した結果、大體左の結果を得、該憲もその方針で處理中である。

- (1) 結婚により自動的に米國籍を取得せず、米國法は單に昭和二十三年十二月二十八日以前に、本件日本婦人の永住の目的をもつて米國に入國することを許可せるに過ぎず。他方日本國籍は夫の國籍取得迄繼續する。
- (2) 本件日本婦人は日本の官廳に婚姻届出をするが、米國人として取扱いを請求し得ず。
- (3) 従つて從來通り日本人として取扱い支障なし。但し占領軍の *Depot* なりや否やにつき多少の疑問あり。この點につきては中央より GHQ へ照會し、新規則の確立を見る迄は、従前の處理方針に従ふこと。

四 國勢調査の施行

十月一日の進駐軍 *Stab* 施設内に在る邦人の國勢調査及び事業調査施行に當り、最も問題となつたのは進駐軍兵舎（キャンプ）内に定住する日本人の問題であつた。

0158-1

RA' -0115

8102

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

0159

我方の諒解するところによれば、軍兵舎内には日本人の居住を許さぬ連前になつて居る事であるが、他方職業安定所等の調查に依るたゞ、地方法では相當數の邦人が例外的に進駐軍兵舎内に定住して居る事實がある。(福島川縣で顯著な例に厚木航空隊の百十一名、相模原航空隊兵舎の百六十名)従つて調査施行の際に入門その他には不都合の起ることが懸念せられるので、東京福島川重政部に對し、日本人を居住せしめて居る兵舎についての正確な調査があればこれを示されたい旨口頭を以て申入れた。然るに第八軍々政部及び東京福島川重政部共前記日本人の兵舎内に居住するを許さぬ建物の根據が何處に在るかは判然せぬので、結局縣内の進駐軍兵舎にして日本人の居住を許して居るものゝ調査を要請する正式覚書を軍事務局から東京福島川重政部宛送付されことに一轍打合せをぬ。その後に至り同重政部係官(法務課長)から口頭をもつて、既に時日経過もないのに驚み。石覚書の往復は取止め。縣議側で充分調査の上既に日本人の居住する兵舎には、緊連の證明書をもつて入場調査を實施することにせられを以旨回答があつた。

五 東京福島川重政部に代理移氏被授課の新設

6 東京福島川重政部では、貿易の母國・訪日外國人の増加に鑑み、最近税關移民檢疫課を創設し、横濱メリケン埠頭及び羽田空港に多數の検査官を派出、本件事務を専掌せしめる事になつた。特に羽田空港では蘇聯人の着着に附する事務が重要視せられてゐる由。

第二 機 脊

一、米軍口X事故品貢取機關の決定

第ハ軍のArmy Economic Bureauにおいては、從來口Xより出る損傷した商品を直接個々の日本人業者に、入札其他の方便で賣却して居たが、今回石を改め、凡て口X事故品は一括日本政府の機關に賣却しその後の配給は石政府機關の責任において行はしめることとなり、當事務局は九月二十四日第八軍々政部より右適當な日本政府機關の代表者との連絡方を求められた。これより先米側においても貿易廳、商工省、通商復興公團等に直接連絡を試みたが詰が繰らなつた由であり口X倉庫に故障品堆積の爲、緊急解決を要する情況に端々、各地域毎

RA'-0115

0103

0160

に輸送の指導監査の下に非營利的貢取機關設置を第八章々政部に機繫
しきが、GHQにおいて米側聯係者協議の結果、運局美英復興公團に
決定した。

二 京濱運輸（一 横濱港運）株式會社の閉鎖機關指定

一九四六年八月頃から第八章方面より閉鎖話が出て居た京濱運輸に於
いては、同年秋頃より株主間に於て解体方策を種々研究中であつた
が、本年八月中旬同社は遂に海運總局より、同社の閉鎖機關指定は略
々決定的となり、指定予定期日は九月十六日である旨の通報を受け
爾來同社としてはGHQ、その他各方面に情報を努めながら、當事務局
に封しても第八章への陳情斡旋方、依頼あり、八月二十五日鈴木局長は
横濱輸入食糧輸送増強對策本部長なる内山祐泰川崎知事、同次長なる
伊藤關東海運局長及び三谷處理地方貿易事務局長を伴ひ、第八章ア
イケルバーカー司令官を往訪、京濱運輸が横濱港における輸入食糧の
荷役荷役上に占める重要性に鑑み、閉鎖機關指定延期方を陳情しあ
れ。同司令官は早速GHQ軍局との連絡を約されながら、同日午後に主り、
閉鎖問題は同社現在の業務遂行を妨げざる様措置される旨の回答を受
けた。やがて予定期日の九月十六日に、大藏省運輸監督共同告示第五
號をもつて、社團法人造船運動會以下五團體と共に、京濱運輸は閉鎖
機關に指定された。京濱運輸のみは同告示但書において閉鎖機關合
第三條に依り、一切の義務を指定義務に指定された結果、同社現在の
一切の義務を從來通り遂行し得ることとなり、重役以下全從業員身
分を閉鎖機關委員會に參じた而、從來通り同社の義務に從事すること
を諒められて居る。

三 米穀の日本盈載輸入禁止解除

米國において日本盈載輸入の計畫あり、聯係業者において米農務省に
輸入禁止緩和運動中の由については、前報の通りであるが、最
近横濱入港米船の乗組員が軍事事務局を來訪、米國へ土産に持歸る盈載
輸入の斡旋を求めた際、同米人の語るところに依れば、最近米國でば
その土を取つて根をよく洗へば、輸入し得ることとなつたのである。

0161

一、米軍將兵の日本旅館利用

第八軍「スペツシャルサーキュス」では、全國主要遊廓に合計三十四の接收ホテルを將兵の娛樂休養に利用して居るが、較近進駐軍家族の來航者激増し、これを収容する住宅の施設が間に合わぬ事が往々にしてあり、従つて上記「スペツシャルサーキュスホテル」で進駐軍家族を一時的に収容する場合が多い。

兩師團管内で日本旅館五軒を進駐軍の為に「オン・ロミツツ」としたが、「スペツシャルサーキュス」本部では若し他の地方の日本旅館で進駐軍による利用を希望する向ば、幕報管内の師團司令部宛に申詔すれば考慮する由である。但し、それには進駐軍の利用は部屋のみで、其事は進駐軍自身で辦ひ、宿泊料は國費で支拂ふ。又進駐軍宿泊者は別處その他の日本人宿泊人と隔離し得る部分に接容するを要す等の諸條件があり、又本件日本旅館利用は旅館側の意慾に依らずに米軍より命令を強要することはないと云ふ事である。

二、特別調達廳支廳宿舍問題
特別調達廳から、横濱文庫開設の為適當なる事務所の斡旋方依頼趣があつたが、現任権満では米軍接收中の建築の解除を得なければ他には到底事務所の人手は不可能な状態なので十一日第八軍軍政部調達部長カト大佐に斡旋を依頼して廻船支廳の入手についてはフレゴシ中佐から特に希望もあり出来得る丈け米軍の方でも努力すべしとの事で、カト大佐より廻船諸部隊と聯絡の結果G.I.Dビル（元縣赤十字社）が近く解除可能なさの内報があつた。

RA'-0115

8105

0163

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

13

14

勿論深刻化して行くインフレ下の労働階級の最低生活水準を維持する事の困難性は、今更此處に指摘するまでもないが一方被差の勤労意欲の低下とそれを一つの原因とする能率の低下は否定出来ない。これをするに労資の互議に依る労角解決は勿論のことであるが、根本的は「千八百歳ベイス」に無理があり、石に對し政府側に於て何んとか手を打ない限り、金融手帳資材の回収に依る中止企業整備の漸増と相俟つて、事態は悪化する危険があると認められる。

二、進駐軍労務官理人の任命

P.D.以外、即ち米軍部隊の直轄労務者については我方の代理人除外の爲め兎角實体を爲み難い嫌があり、労務者の利益保護についても缺く所があるので、この等部隊に日本政府の代理人を置くことを承知は、客年以來東京神奈川横濱三部と詰合して來たが、最近漸く労務者二〇〇名に對し一名位の割合で、縣崎託の労務監理人を置くことを承知せしめて、これ等をして労務者の月給決定及昇給手帳の開示等を取扱はしめ、日本政府の要求する報告書の提出、記録の保持その他を譲り受けじむることを納得させた。

三、J.P.M.N.記載 P.D.

横濱港運搬ひ本半P.D.の資材配給については、既報一執務報告第三等参考への通りだが、商工省側においてはJ.P.M.N.記載のP.D.を掛けて處理することは、資材の配分計達その他からして不都合であるから、この種P.D.は中央略運を通じて商工省にのみ發出すべきであるとなし
九月二十二日商工省特別資材部副部長その他係官は、中村謫連副總裁に伴はれ、第八軍々級部謫連部を往訪し石の旨を由入れた。
石に對しハ軍謫連官「チエラルディ」氏「フレヤー促進官同席」は
横濱略連の迅速適切なるP.D.處理振りに反し、商工省の夫れは甚だ遺憾の點が多い。例へば謫連に毎日を要するこた、各地の群少工場に各

0107

RA'-0115

0164

割納入せしめるため、納入が遅々となることを承である。
 将少上場への分割納入は、中少寧者の教諭と想ばれる。P.D.は車の
 委託に基づき完全に遂行することを第一義とする。P.D.は車の
 することは面白くない。又受託者は製品納入地の近接地の石資格者か
 し、却つて商工省のP.D.處理方法につき改善を要求し、又輸送略達を
 含む地方略連に對しては、今後もP.D.の搬出を施行すると述べた。
 更に商工省側より、備瀬略連のP.D.處理振りが迅速なのは、資材の手
 畠を考慮せざる爲であると難しきが、デエラルヴィ監達官は資材につ
 いては「フオアーキヤスト」を行つて居る筈である。今後「フオアーキ
 ヤスト」は更に嚴重に行ふべしと述べを一かち、石の範圍内における
 資材の配給は、P.D.が中央略連を通ずるを想方略連を経由する上を
 はず、當然供給すべきであると命令した。

16. 一、長良川鉄道に第八軍幹部將校招待

七月中秋早の鉄道に第八軍幹部將校を招待する苦であつたが（第三號既報）、悪天候の歸延期となり、當局九月十七日夜に招待した。

第八軍司令部幹部將校及びその家族二十名同日朝鮮準等進駐軍列車で
 夕刻岐阜着、呂内省の好意に依る鉄道を撫養、後半近くの汽車にて岐
 阜出發十八日朝鮮着しおか、非常な好評であつた。鈴木局長夫妻が一
 行と行動を共にした。

二、歌舞伎に米軍招待

備瀬國際劇場では、九月下旬尾上菊五郎一座の出演の機会に、進駐軍
 に對し歌舞伎招介の目的をもつて、九月二十五日當事務局の斡旋で米
 軍招待觀劇會を催した。晩夜は在瀬米軍將校夫妻その他約四百名出席
 盛會を極めた。

三、文樂人形芝居に米軍招待

十月一日第五回民間情報部王儀の下に、東京劇場をG.H.並に第八軍
 將兵の爲に開放、文樂を觀覽せしめた。當事務局では前記民間情報部
 本連絡、特に第八軍司令部軍械科交換室より米軍主官二十名を招待し、

0165

局長の不思議な行動
G.H.の候官の二國一場コレクションの観察
九月三十日調査及び文部省指定重要美術品の保存情況観察のため、G.Q.氏簡情報教育局美術課長、H. Barnes Jr. 来港し、三國一原ヨレクシヨンへを終日熱心に點検した。從來石コレクションを展示して衆業第一桃山御殿へ空爆で破壊したため、原案では原則として開成を創つて來たが、中止終連の連絡に基づき幕末後局候官が斡旋して今回
の事に出立次第である。

五「オクタグラム」への寄稿

第九章日刊「オクタグラム」に對しては、九月中編輯長の依頼に基き「郵便集配制度」「機械便所」「米信部隊及高射砲隊兵舎の歴史」「進駐軍同土氣動物話」及び「日本の養石」等の題目にづき、夫々軍事局にて原稿を執筆の上同紙上に載せし。

第六編集報

第一第八軍司令官一時帰國

第八軍司令官アーヴィング・チャーチル大尉は、空襲の時に依り、約二ヶ月の予定をもつて、九月十五日夫人同伴出發歸郷した。
鈴木局長夫婦は羽田飛行場にこれを見送つた。

司令官の一時歸郷中は、第九軍司令官Colonel Charles R. Plesslerに代わる。

新任の東京關川邊政地委司令官Colonel Charles R. Plesslerは、九月十九日就任地西關政部より憲政地區へ正式に着任した。

三師管兵團長の就任

既報 第八軍新任の東京關川邊政地委司令官Colonel Charles R. Plessler

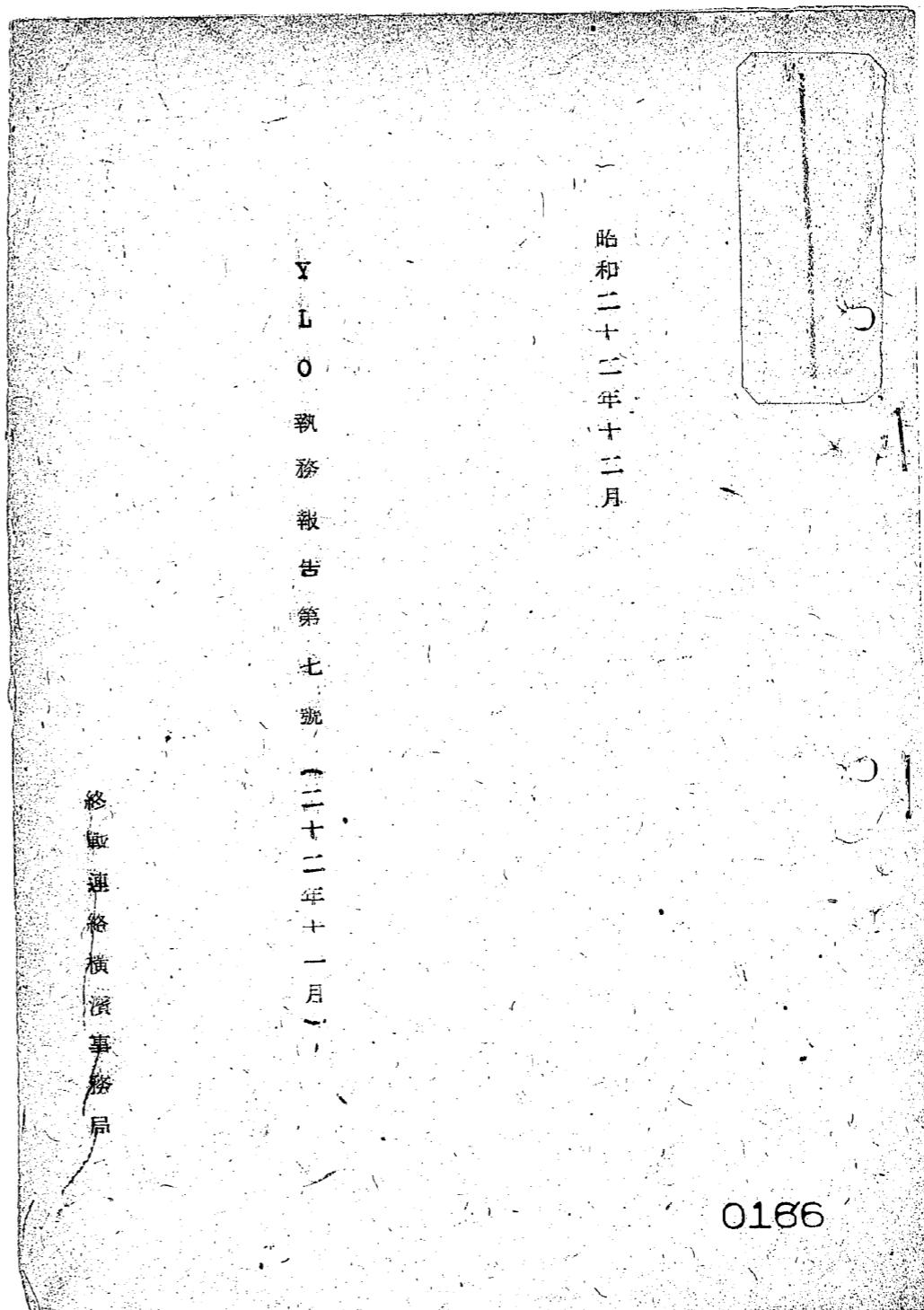
四第八軍司令官公式訪問者
新任の第三軍一時准將の後任には、Colonel Howard R. Plessler

五第八軍司令官の就任
新任の第三軍一時准將の後任には、Colonel Howard R. Plessler

六第八軍司令官公式訪問者
新任の第三軍一時准將の後任には、Colonel Howard R. Plessler

RA'-0115

0165



RA'-0115

0110

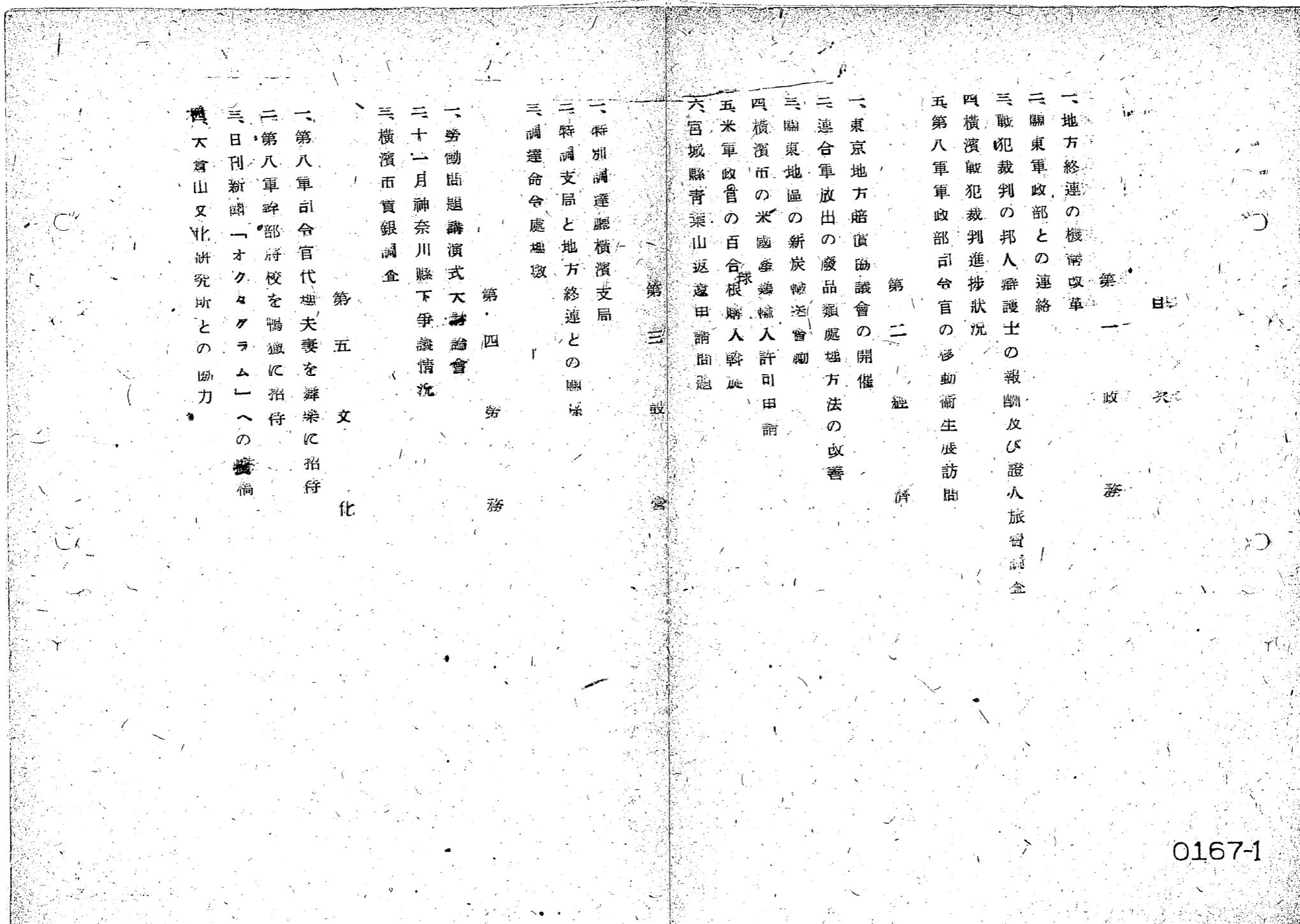
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



RA'-0115

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0168-1

二 地方終連の機密政革
本問題については、中央終連の改組問題と並行して宣傳部局において第一
八軍と折衝中のこととは既報の通りであるが（執務報告第六號参照）、十一月
二十六日鈴木局長は同軍政部長「ヒーナー」（大佐）より、同部
次席「マッケルドニー」（大佐）及び同部員「リントー」（中佐）列席の下に本問題
を討議した。その席上米側の意向の内報を受けたが、これは第八軍々
れは下体地方終連の機密を米軍政部のそれと並行せしめ、府縣單位の終連
より地方草政部該當の終連及び軍監軍政部該當の終連を経て第八軍々
政部該當の終連といふ「チャーチネル」の確立化にある模様で、鈴木
局長としても石方式的具体化につき中央とも連絡の上、日下米側と更に
折衝を重ねてゐる。

二 脳東軍政部との連絡

脳東八縣を管轄する脳東軍政部とは其後引續き緊密な連絡を保つて脳内
面して軍政部司令官「スプリングル」（大佐）の希望もあり當事務局の主催
により十二月四日東京板橋の同軍政部で八縣の軍政官及知事の出席の下

に日米涉外事務連絡會議を開催する事になつたが、詳細は別途報告する。
三 犯罪裁判の邦人辯護士の報酬及び證人旅費の支給額調査
十一月五日第八軍法務部辯護處長より犯罪裁判の開始即ち昭和二十一年十二月以降本年九月末迄に日本政府より支拂つた邦人辯護士の報酬及び被辯護證人の旅費をケーラス每回告すべき旨命令があつた。右はSCAPより
記録は直接の監督機關、最近までいたる兩國領事局出張所にも、終戰處理
のため、圓満の部分を便宜上當方へ調査方針渡して來た次第で、この種の
賃の支出官廳たる神奈川縣廳にも整備してないため、當事務局は右三官廳
及び米側保存の領收書を基礎として微資某計整備の上期限の十日に辛
じて提出し得た。

右調査の結果は左の通りである。

ケーラス 二〇〇 代理人

辯護士 一、五四三人

支給額
二二二九三〇〇〇
一五六四三四八三八
三六七八二九八三八

RA'-0115

0112

0169

一、東京地方緊急輸送會議の開催

(4)十一月十七日東京地方經濟安定局において一部幹事會を開いた。この席上東京財務局より前回協議會に於て承認されたもの以外に更に十六業者を入札参加指名業者としたことに對し追認を求め、又各撤去梱包工事別の洛札状況、工事の進捗状況、撤去用資材の人手状況の報告があつた。現在の處撤去梱包用資材の入手は充分でないが、機械の石緊急輸送措置によつて、工事は連合軍側要求の期日までには大体完了し得る見込みである。

(口)十二月四日再び一部幹事會を開いた。

東京鐵道局及び東海運局より十一月二十六日東京神奈川地區軍政部よりの緊急の命令により、連絡業者と隨意契約を締結し、既に一部積出を開始したことを報告すると共に、右連絡業者選定につき協議會の追認を求め、一部幹事會において之を追認した。

次に東京財務局より解体梱包工事の進捗状況につき報告があり、それによれば最近資材の入手も漸く順調となつて來たため大体積出期日までに工事を完了の見込みであるとのことであつた。

8 二連合軍放出の廢品類處理方法の吸収

十一月六日東京神奈川地區軍政部係官より口頭をもつて、連合軍放出廢品類の處理に關し、現在の組織は物資が横流れし、ガソリンの消費も過大であり、又日本政府に歸属すべき収益の多くが業者の所得となつてゐる等の缺點がある故、之を改善すべく旨指示された。よつて當局は縣側と協力し現在廢品梱包人を統合し事業を調整する業を研究中であつたが、最近に至り現在の七十餘名の業者を地位別に數會社に統合する業につき軍政部の同意を得たので、大体この業により統合を實施することとして手續を進めてゐる。

三、東地區の新炭輸送問題

十一月十八日東地区軍政部より當事務局に對し、最近東地区各肆に新炭の滞貯が多々見受けれるか、石を主急輸送すべき旨の指示があつたので直に東京鐵道局につき事情を聴取すると共に、石輸送方緊急措置す

べき旨申入れ、その結果を東地区軍政部に報告した。

四、横濱市の米穀貿易輸入許可申請

過般貿易便節として來航したハワイ、ホノルル市神岡松太郎氏より去る

0170

十月本邦編種改良の烏米國產鷄一〇〇羽の寄贈、入を受けた横濱市においては、石に對する聯合草當局の輸入許可取付方當事務局に依頼して來たので、早速東京神奈川草政部に封し十一月十四日函をもつて石河市長の由請書添附石輸入實況幹部方を依頼して置いた。

五、米軍政官の百合球根輸入幹部

仙台地監のD級官オースチン氏より、東北終連事務局を通じ、米國へ送る爲の女百合(Lilium candidum)球根輸入し、産業趣をもつて、植根の照書に接したので、當地横濱植木株式會社に連絡、内地横濱源建設一仙八圓開港費一仙富り、一圓計六圓を回報したところ、先方より一五〇仙商人の田込があつたので、早速恒木會社から、等一万手配した。

六、宮城縣青葉山 蘭草用地返還田請問題

本年六月中旬、英軍軍用地より宮城縣青葉山 蘭草用地の再授收取止めを諒八草へ折衝、方底額があつたので、七月三日函をもつて本件用地は一九四六年三月、宮城軍政部より進駐軍本部の一部を除き其の耕作許可を得て現在四十余世帯の人種を見て居るが、本年三月突然現地で業者が地主を開始したので事情を調べると、進駐軍はおらず、此處の蘭同じく本件

明した。底づ直ちに、監督官より進駐軍當局と右地域の日本側への正式返還を曉情したが、許可されず、現地業者はその將來につき不安に要はれて居る所を調べて第八草當局の好意ある助導を依頼して置いたところ、十一月六日函をもつて第八草當局より、青葉山蘭草用地は依然進駐軍において必要とするので、現地にて開墾をしてした地域の深耕耕種してもよいが、右地盤が日本政府へ返還される迄は現在以上の開墾は許されない旨回答があつた。

RA'-0115

8115

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0171

第三 我 論

一 特別調達課横濱支局

特別調達課横濱支局は前千葉縣知事質橋與光氏を局長とし幹部職員は復興院特種建設局横濱出席課所、神奈川縣廳設営第二課一特別運設課一海務課、除外課及交易營風横濱支部の職員中より略々人選を終り日下善吉輔、牛島源之助が選ばれ、外國人選の候選の中であるが之に對し最困難なる問題は事務所用ビルディングの入手である。

當事務局としては米第八軍司令部に對し接收ビルディングの解除方を交渉して居るが横濱は米第八軍司令部の所駐地にて征用品多く使用可能の建築物は殆ど全部接收せられて居る事情である。今日迄未だ適當な施設が得られない。

二 特別調達課支局と地方経済との關係

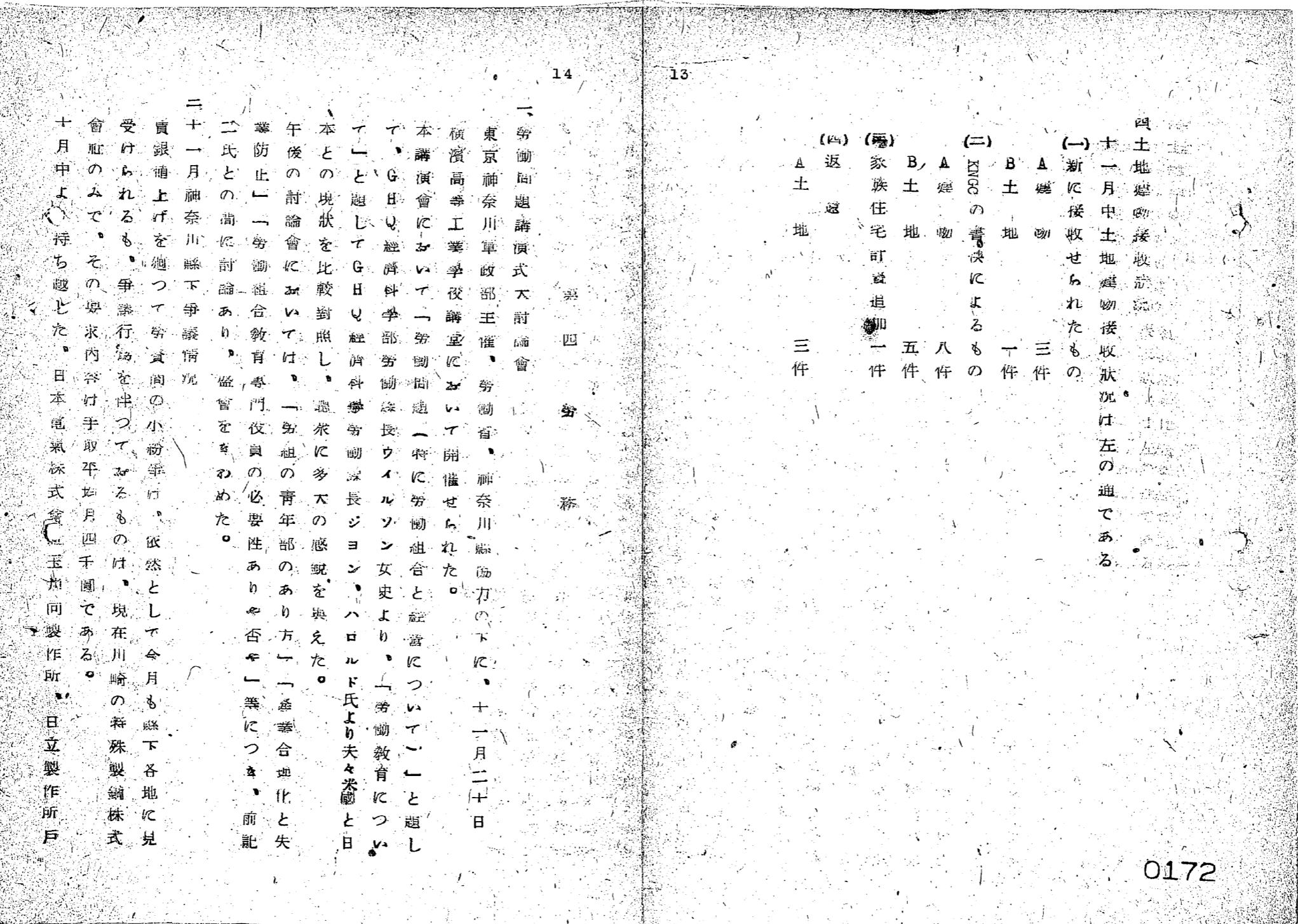
特別調達課横濱支局の相較も近いものに筆者下月三十一日同長

は大蔵見設營課長と同道米第八軍軍政部調達課長スノットグラス中佐と本問題に關し談合を行つたが其際同中佐は軍政部當局としては幹部が出でた以上、何處迄も之を抜け且之に仕事をさせ、國境なる設營の運営を行つてゐる事、専門的知識であるが之が認め設營に歸し横濱終連との連絡を疎遠になると謂ふ考へは毛頭もないのであつて終連と復興院が現実機動たる特別調達課を監督・監督すると云ふ以前である。以上從來疎密なる連絡を保たれことを希望するものである。特別調達課横濱支局が出來て完全なる業務の遂行が出来る迄は神奈川縣下に於ける華経け引續き横濱終連に於て調整處せられんことを蓋むものであるとの趣旨の説明があつた

三 調達命令廻相

十一月中當事務局設營課が廻相したP.Dの種類及件數は左の通りである。

P.D種類	件數
前	五二
J D N O	一八
G E	一
J D J S	三三



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RA'-0115

0118

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

0173

決せられた。

又現在地方労働委員會に提訴、懲戒中のものけ、大和産業北ドツク從事員、ディトゼル自動車鶴見工場、日吉 Trade School 及び林藏工所の不當解雇の件、國鐵神戸車両部労働勵約締結の件、及び東亞産業の退職金支拂の件等である。

三、横濱市貿易銀團會

横濱市商工會議所調査に依る而内百二十九工場労務者四萬五千六百人の平均十月分給與は、職員男子二千九百六十四圓、女子一千三百四十二圓、看護者男子二千五百三十六圓、女子一千二百十六圓である。

十月中の増齎率が五分強で、前々月迄の二割に比し著しい低減を示して居るのは、企業經營困難と破綻に押えられた給與引上の行詰りを端的にあらげて居る。華櫻別に見た平均給與は、最高ガス電氣事業で九月男子職員四千五百圓、労務者三千五百圓で、印刷製本、貢品、金鑄、化學これに次ぎ、紡織業の男子職員二千圓、労務者千百六十圓が最低である。

個人給與の最高は、機械器具製造の職員一萬一千二百圓、金鑄業労務者の一萬四百圓である。

第五回

文

化

一、第八軍司令官代姓夫妻を舞臺に招待

十一月一日宮内省及陸立博物館上野公園の陸立博物館で進駐軍の爲に舞臺の催を行つた際、日本局長は第八軍司令官代姓「ライダム」少将夫妻と共に列席之を飾賞した。

二、第八軍幹部將校を鷹獵に招待

十一月九日宮内省の好意により第八軍幹部將校夫婦約三十名を千葉縣新潟の鷹獵に招待して歓を交へた。

三、日刊新聞「オクタグラム」への投稿

第八軍日刊新聞「オクタグラム」に對しては當事務局は引續き之が編輯に協力して居るが本月中「日本タイムスの沿革」「明治節に際し一日本皇室結成婚式」「南極洋捕鯨船の出發」等の諸題目に付す當事務局員執筆の原稿を提供して報載を見た。

RA'-0115

0119

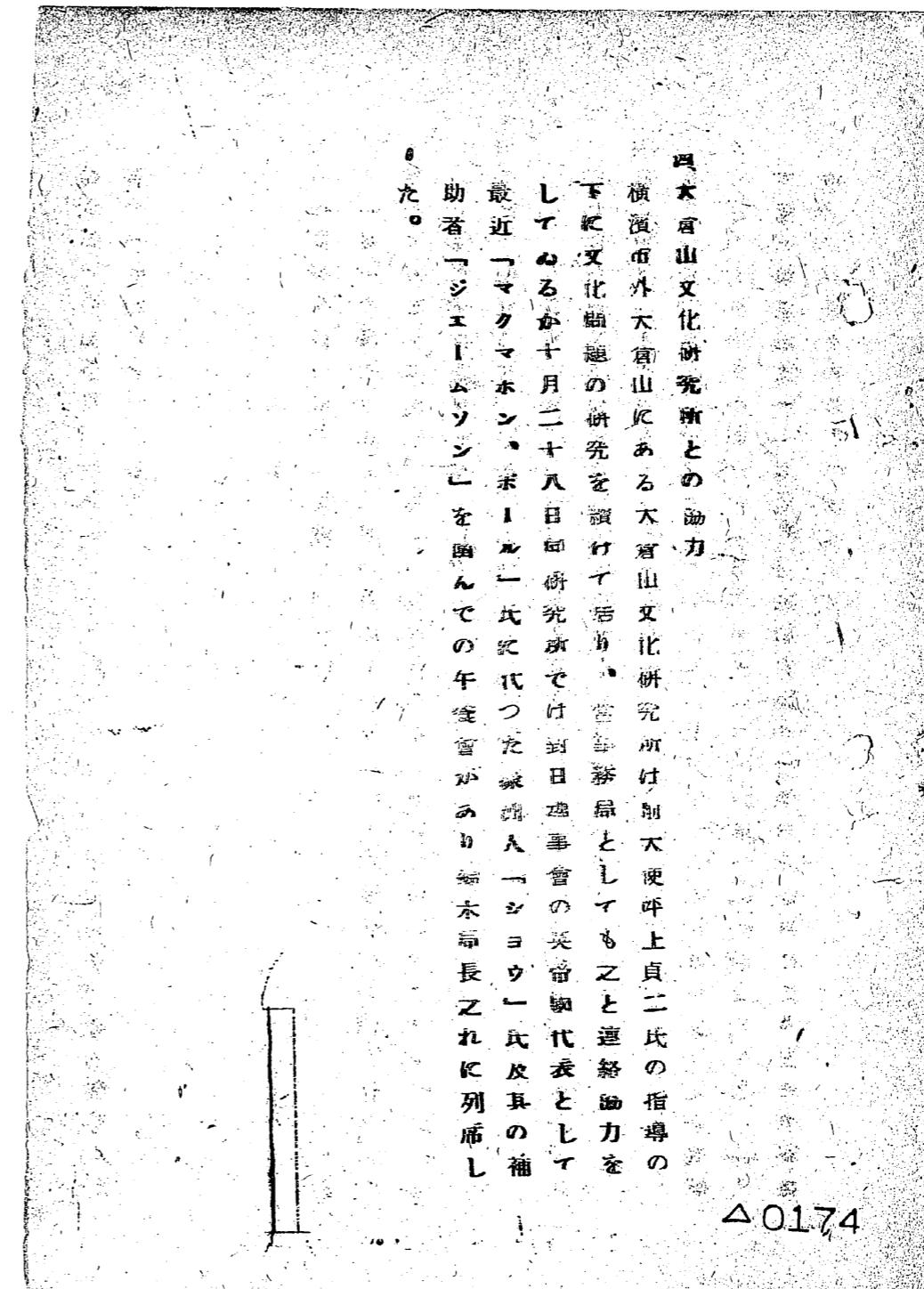
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



RA'-0115

0120

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan